

○ 香川県警察犯罪被害者支援カウンセラー運用要領の制定について（通達）

（令和4年3月22日付け香広被第27号）

香川県警察犯罪被害者支援カウンセラー運用要領の制定について（通達）

県警察における犯罪被害者支援カウンセラーの運用については、これまで「香川県警察犯罪被害者支援カウンセラー運用要領の制定について（通達）」（平成28年9月29日付け香広被第110号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、犯罪被害者支援カウンセラーの指定及び様式について見直しを行い、令和4年4月1日から別添のとおり実施することとしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

## 香川県警察犯罪被害者支援カウンセラー運用要領

### 第1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、香川県警察における犯罪被害者支援カウンセラーの運用等について必要な事項を定めるものとする。

#### 2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「犯罪被害者支援カウンセラー（以下「部内カウンセラー」という。）」とは、公認心理師、臨床心理士等の専門的な知識を有する警察職員のうち、本部長が指定した者をいう。
- (2) 「犯罪被害者等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（以下「犯罪等」という。）により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 「危機介入」とは、犯罪等による被害後間もない時期に、犯罪被害者等につき添い又は相談に応じるなど、犯罪被害者等の不安定な心理状態を可能な限り早期に元の状態に回復させるために行う初期的な対応をいう。
- (4) 「カウンセリング」とは、心理学等の専門的知識及び技能に基づき、犯罪被害者等の悩み、不安等について話を聞き、助言を与えることにより、犯罪被害者等の精神的被害の回復及び軽減を図る精神的支援活動をいう。

#### 3 部内カウンセラーの業務

- (1) 犯罪被害者等に対する危機介入を行うこと。
- (2) 犯罪被害者等に対するカウンセリングを行うこと。

### 第2 部内カウンセラーの運用

#### 1 部内カウンセラーの指定

##### (1) 部内カウンセラーの指定基準

原則として、警察職員のうち、公認心理師法4条に定める試験に合格した者又は（公財）日本臨床心理士資格認定協会が認定した臨床心理士資格を有する者若しくは4年制大学若しくは大学院において心理学を専攻し心理学に関して資格者に準ずる高度な知識等を有していると認められる者

##### (2) 部内カウンセラーの指定

ア 広聴・被害者支援課長は、(1)の基準を満たす者について、犯罪被害者支援室及びその者が所属する所属長と協議の上、別記様式第1号の香川県警察犯罪被害者支援カウンセラー名簿を作成し、同名簿に基づき、本部長が指定するものとする。

イ 部内カウンセラーとして本部長から指定を受けた者については、指定に併せて香川県警察職員の職の兼職及び補職に関する訓令（平成19年香川県警察本部訓令第2号）第3条第1項の規定に基づき、香川県警察本部警務部広聴・被害者支援課の職を兼務するものとする。

#### 2 派遣

- (1) 所属長は、事件の重大性、犯罪被害者等の精神的被害の程度やカウンセリングの要望

の有無等から、部内カウンセラーによる危機介入やカウンセリング（以下「カウンセリング等」という。）が必要であると認めるときは、別記様式第2号の香川県警察犯罪被害者支援カウンセラー派遣依頼書により、広聴・被害者支援課長に部内カウンセラーの派遣を要請するものとする。ただし、急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかにカウンセラー派遣依頼書を提出するものとする。

- (2) 広聴・被害者支援課長は、(1)の要請があった場合において、必要があると認めるときは、派遣しようとする部内カウンセラーが属する所属の長と調整を図り、当該部内カウンセラーを派遣するものとする。

### 3 報告

- (1) 部内カウンセラーは、犯罪被害者等に対するカウンセリング等を行ったときは、その結果を別記様式第3号の実施結果報告書により、広聴・被害者支援課長に報告するものとする。
- (2) 広聴・被害者支援課長は、犯罪被害者等に対するカウンセリング等を行った結果、以後の当該犯罪被害者等に対する支援の参考となる事項があるときは、派遣先の所属長に対して当該事項を通知するものとする。
- (3) 所属長は、部内カウンセラーによるカウンセリング等に関して事故、紛議その他特異事案が発生したときは、広聴・被害者支援課長に速報するものとする。

### 第3 運用上の留意事項

- 1 所属長は、犯罪被害者等に対するカウンセリング等の重要性について部下職員に周知徹底するとともに、部内カウンセラーの運用に当たっては、広聴・被害者支援課長と連携を密にし、適切かつ効果的に行わなければならない。
- 2 部内カウンセラーが属する所属の長は、次に掲げる事項に留意するものとする。
  - (1) 部内カウンセラーの勤務実態をよく把握し、適切な業務管理に努めること。
  - (2) 部内カウンセラーに対して、カウンセラーとして必要な知識及び技能の向上を図るための機会の付与に努めること。
- 3 カウンセリング等は、犯罪被害者等に精神的な負担をかけない環境で行われるよう、各警察署の相談室等を使用するなど、その実施場所に配慮すること。
- 4 部内カウンセラーは、カウンセリング等を行うに当たっては、事件を担当する警察官及び犯罪被害者支援に従事する警察職員と緊密な連携を図ること。
- 5 カウンセリング等を行った結果、精神科医等の部外の専門家による診察又は長期的なカウンセリングが必要と認めた場合については、犯罪被害者等の心情等に配慮し、医療機関又は犯罪被害者等早期援助団体等の関係機関・団体に引き継ぐものとする。

(別記様式 省略)